

# 浜中町不良空家等除却補助金交付要綱

平成31年 3月29日

訓令第10号

改正 令和2年 1月31日訓令第1号

令和5年 4月1日訓令第22号

## (目的)

第1条 この要綱は、適切に維持管理されていない、老朽化の著しい不良空家等の除却費用の一部を補助することにより、不良空家等の除却を促進し、もって町民が安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境を形成することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、概ね1年以上にわたって居住者のいないものをいう。
- (2) 不良空家等 空家等のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と判定されたものをいう。
- (3) 町内建設業者 町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者のうち、同法別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業について、同法第3条第1項の許可を受けたもの
  - イ 建設業法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営むもの
- (4) 除却工事 不良空家等及び付属する地下埋設物、門扉等の工作物をすべて除却し、更地とする工事をいう。

## (補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる不良空家等（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浜中町内に位置するものであること。
- (2) 専用住宅、共同住宅、長屋住宅又は居住の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1以上を占める併用住宅であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (4) 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- (5) その除却に関し、この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けていないものであること。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、特別の事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象空家の所有者（所有者が死亡している場合にあつてはその相続人）、納税管理人又はそれらの者から委任を受けた者であること。
- (2) 市町村税等の滞納がない者であること。
- (3) 浜中町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号及び第4号に規定する者以外の者であること。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、町内建設業者が施工する除却工事とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事に要する経費（補助対象とする不良空家等内及びその敷地内に存する家財道具、機械、車両等の動産の処分費を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費又は住宅地区改良法第27条第3項の標準除却費のうちいずれか低い額に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）以内とし、100万円を上限に予算の範囲内において交付する。ただし、特別の事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

（調査の申込み）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次条による申請の前に、この要綱による補助を受けて除却しようとする空家等が補助対象空家に該当するか否かについて、町長に調査の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあつたときは、現地調査を行い当該空家等が補助対象空家に該当するか否かを判定するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の規定により当該空家等が補助対象空家に該当すると判定された交付申請者は、浜中町不良空家等除却補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 除却工事費の内訳が明らかである町内建設業者が発行する見積書
- (2) 付近見取図、建物及び敷地の状況が分かる現況写真
- (3) 登記事項証明書若しくは固定資産所在証明書又は固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し
- (4) 浜中町不良空家等除却補助金誓約・同意書（別記様式第2号）
- (5) 交付申請者が所有者、相続人又は納税管理人から委任を受けた者である場合にあつては、それらの者の委任状
- (6) 交付申請者が浜中町外に居住する場合にあつては、その居住する市町村等の発行する納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付する補助金の額（以

下「交付決定額」という。)を決定し、浜中町不良空家等除却補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該交付申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

4 町長は、必要があると認めるときは、第1項の補助金の交付について条件を付すことができる。

5 第2項の規定による通知を行った後は、交付決定額の増額はできないものとする。  
(除却工事の着手)

第11条 この要綱による補助事業に係る除却工事は、交付決定後に着手しなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、前条の除却工事が完了したときは、浜中町不良空家等除却補助金工事完了報告書(別記様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書等
- (2) 除却工事費の支払いを確認できる書類
- (3) 除却工事完了後の敷地の写真
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、除却工事の結果が適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、浜中町不良空家等除却補助金交付額確定通知書(別記様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、浜中町不良空家等除却補助金交付請求書(別記様式第6号)により、交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに、補助金の交付を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 第9条第4号の条件に反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の取消しを行ったときは、浜中町不良空家等除却補

助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の取消しを行った場合に生じた損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条第1項に規定する取消しを行った場合において、当該交付決定者に対して補助金が既に交付されているときは、浜中町不良空家等除却補助金返還命令書（別記様式第8号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。

（調査への協力）

第17条 交付決定者は、この要綱による補助事業に関し、町長が必要な調査等を行うときは、これに協力しなければならない。

（書類の保存）

第18条 交付決定者は、この要綱による補助事業に関する書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日訓令第1号）

この訓令は、令和2年1月31日から施行する。

附 則（令和5年4月1日訓令第22号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

浜中町長 様

（氏名） \_\_\_\_\_ ㊟

浜中町不良空家等除却補助金交付申請書

浜中町不良空家等除却補助金の交付を受けたいので、浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

1 申請者について

(1) 住所	〒
(2) 電話番号	自宅 / 携帯
(3) 所有者との関係	本人・相続人・納税管理人・その他（ ）

2 除却する不良空家等について

(1) 所有者				
(2) 所在地				
(3) 建物の構造等	ア 主たる建物			
	種類	構造	床面積	
			m <sup>2</sup>	
	イ 附属建物（居宅のほかに物置等がある場合）			
		種類	構造	床面積
	①			m <sup>2</sup>
	②			m <sup>2</sup>
③			m <sup>2</sup>	



浜中町長 様

（氏名） \_\_\_\_\_ 印

### 浜中町不良空家等除却補助金誓約・同意書

浜中町不良空家等除却補助金の交付を申請するにあたり、次のとおり誓約及び同意します。

#### 1 誓約

- 私は、浜中町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではありません。
- 本補助を受けて除却しようとする空家等には、所有権以外の権利は設定されていません。
- 本補助を受けて除却しようとする空家等は、補助を受ける目的で故意に破損させたものではありません。
- 本補助を受けて除却しようとする空家等の除却について、他の補助金等の交付を受けることはありません。
- 本補助を受けて行う空家等の除却工事は、私はその責任において行うものであり、当該工事の実施により私又は第三者に生じた損害又は紛争等について、町に一切の責任を問いません。

#### 2 同意

- 本補助事業を実施するにあたり必要な範囲において、交付申請者に係る保有個人情報を町が閲覧することに同意します。
- 交付申請者が暴力団員等であるかどうかについて、町が厚岸警察署長の意見を聞くことに同意します。

浜 防 災  
年 月 日

様

浜中町長

印

### 浜中町不良空家等除却補助金交付決定通知書

浜中町不良空家等除却補助金の交付を下記のとおり決定しましたので、浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

#### 1 交付決定額

\_\_\_\_\_円

#### 2 除却工事実施にあたって

(1) 工事が始まる前に、次の書類を提出して下さい。

- ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書の写し ※
- ② 建築基準法第15条第1項の規定による届出書（建築物除却届）の写し ※

(2) 次の書類は大切に保管して下さい。工事完了報告の際に必要となります。

- ① 工事の請負契約書等
- ② 工事費の支払いを確認できる書類（領収書の写し等）
- ③ 工事完了後の敷地の写真
- ④ 産業廃棄物管理票（A票・E票）の写し ※

※ 工事請負業者から写しをもらう必要があります。

#### 3 工事完了報告について

工事が完了したときは、「浜中町不良空家等除却補助金工事完了報告書（別記様式第4号）により、速やかに報告して下さい。





別記様式第5号（第13条関係）

浜 防 災  
年 月 日

様

浜中町長

印

### 浜中町不良空家等除却補助金交付額確定通知書

浜中町不良空家等除却補助金の交付額を下記のとおり確定しましたので、浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

#### 1 交付確定額

\_\_\_\_\_円

#### ※ 補助金の交付請求について

補助金の交付請求を「浜中町不良空家等除却補助金交付請求書（別記様式第6号）」により3月末日までに行ってください。

浜中町長 様

（氏名） \_\_\_\_\_ 印

浜中町不良空家等除却補助金交付請求書

浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第14条第1項の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

1 請求する内容

請求金額	
------	--

2 支払先

(1) 氏名									
(2) 住所	〒								
(3) 支払先	銀行名	支店名	口座種別	口座番号（右詰め）					
			普通 当座						

浜 防 災  
年 月 日

様

浜中町長

印

### 浜中町不良空家等除却補助金交付決定取消通知書

浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第15条第1項の規定により補助金の交付決定を下記のとおりを取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

#### 1 交付取消額

\_\_\_\_\_ 円

#### 2 取消事由

※ 本取消しにより生じた損害について、町は一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

別記様式第8号（第16条関係）

浜 防 災  
年 月 日

様

浜中町長

印

### 浜中町不良空家等除却補助金返還命令書

浜中町不良空家等除却補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

#### 1 返還命令額

\_\_\_\_\_ 円

#### 2 返還期限

年 月 日まで